

東アジアの地域経済圏と税制の調和

山本 盤男

目 次

はじめに

- I 東アジアの複眼的地域経済圏
 - II シンガポールとマレーシアの経済構造と税制
 - III AFTAと税制の調和
- まとめ

はじめに

世界市場の民間企業による統合は、ストレンジ (Susan Strange) の指摘するように国家と市場の権力均衡を逆転させ、国民国家の後退と権威の拡散をもたらした (Strange [1997])。この国民国家の枠組みを超える経済システムのグローバル化と構造転換は、先進工業国に比べて経済的基盤の弱い開発途上国に深刻な作用を及ぼしている。1997年夏にタイ・バーツから始まった東アジアの連鎖的な通貨危機と経済危機、さらに政治危機の発生は、順調に見えた国民国家の枠組みにおける経済開発体制と経済構造の脆弱性を露呈させた。これに対する個別国家による IMF の緊急融資とコンディショナリティとしての構造調整プログラムには、限界があることも明らかになっていく^(注1)。そこで、途上国の持続的経済発展には、欧州連合 (EU) をモデルとする地域経済統合による自立的地域経済圏の形成が、グローバルな共生的経済システムのリージョナルシステムとして有効な選択肢と考えられる^(注2)。

東アジア経済は、1985年のプラザ合意後の日系企業の直接投資急増もあり、

80年代に目覚しい経済成長を達成した。東アジアには、日本を中心とする貿易・投資構造が形成され、世界貿易は、アメリカ、EUと日本を3極とする構造となった。この東アジアの経済発展では、複眼的地域経済圏の形成が注目される。1つは、日本を中心として韓国、台湾、香港と中国から構成される北東アジア地域である。他は、シンガポールを中心としたマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンなどの「東南アジア諸国連合（ASEAN）」の地域である。この複眼的地域経済圏は、80年代からの自生的な地域経済圏を基盤に組み込みつつ形成されている。本論は、シンガポールを中心とするASEANが、南シナ海とベンガル湾に両翼を広げる形で、インド（南アジア）を含む地域経済圏を形成し始めている点に着目した。この地域経済圏の左翼を形成するインドは、1991年から構造調整に取り組み、外国投資の積極的誘致を図ってきた。この経済自由化政策を契機に、ASEAN諸国もインド貿易・投資を積極化し、インドは95年にASEANの「対話国」になった^(注3)。東南アジアと南アジアとのベンガル湾貿易は、近代以前からの歴史を持ち、90年代に「南東アジア地域経済圏」へ再び発展し始めたのである。

この90年代に、ASEANは地域経済統合へ新たなイニシアティブを取った。1992年に、域内関税の引下げもしくは撤廃を目的とする「ASEAN自由貿易圏（ASEAN Free Trade Area, AFTA）」の創設が、合意されたのである。そこで、本論の第1の課題は、AFTAにおける共通特恵関税化の内容と過程を分析し、その地域経済統合への効果を評価することである。第2の課題は、ASEANの中でも経済関係の緊密なシンガポールとマレーシアの租税制度と政策、とくに外国投資政策の検討により、租税体系の視点から共通関税化を含む税制の調和の内容を明らかにし、地域経済統合の手段としての税制の調和の課題を指定することである^(注4)。

本論では、税制の調和を、諸国家が共通政策目的のため租税制度の水準と構造、すなわち租税の種類、課税標準と税率に関して協定を結ぶ過程と理解している。この税制の調和の地域経済統合に果たす役割に関する研究は、EU（EC）では重要で現実的な意義をもった^(注5)。わが国では、経済のグローバル化による日系企業のアジア諸国への直接投資と現地法人設立の増加に対応して、アジア諸国の直接投資関連税制の概説や解説が散見されるようになっ

た^(注6)。しかし、植民地支配の遺制を含む歴史的所産である独自な財政制度を持つ開発途上国の租税制度と租税政策に関する研究は、その必要性と重要性が十分に認識されてきたとは言えず、税制の調和に関する研究も未開拓な分野である。

以下の I では、東アジアの複眼的地域経済圏の形成を貿易構造の視点から検証する。II では、ASEAN の中からシンガポールとマレーシアを取り上げ、その経済発展と経済・貿易構造の検討の上で、租税制度と政策を税制の調和の視点から分析する。III では、AFTA の概要および実施過程と日系企業の対応を検討して、地域経済統合への効果を評価する。

(注 1) 大野 [1996]。

(注 2) 1997年夏以降の東アジア諸国の通貨・経済危機の発生は、アジアでの協調体制の確立における日本の果たすべき役割を再認識させる出来事となった。この危機は、実体経済と金融、さらに経済システムとの乖離に根本的な原因があり、経済のグローバルな構造転換に一国レベルの固有の金融・経済システムが対応できないという乖離である。グローバル化した経済での危機は、国際的な協調と協力でしか対応できないことが明らかになった。東アジアにおいては、この国際的な協調と協力のリーダーシップを取るべき日本がこの役割を的確かつ十分に果たせなかつたことが、危機の深刻化と長期化の要因になっている。

(注 3) インドは、1995年の第5回 ASEAN 首脳会議において「対話国」と認められた。そして、98年4月に、第2回 ASEAN-インド合同協力委員会が、貿易と投資の促進を目的に開催された(ASEAN-S[1998])。インドの1991年以来の構造調整と外国投資政策については、山本 [1997a, 1997b] を参照。

(注 4) 本論は、平成8年度文部省科学研究費補助金国際学術研究（学術調査）（研究代表者：山本盤男）と平成9年度九州産業大学共同研究の課題「アジアにおける多国籍企業と共生的経済発展システムの構図」（研究代表者：山本盤男）の研究成果を発展させたものである（山本 [1997]）。

(注 5) EU (EC) での税制の調和に関しては、Cnossen[1990]やKopits[1992]を参照。

(注 6) アジア諸国の投資関連税制に関する概説には、坂[1991], 志賀[1993], 竹内[1994]とトーマツ [1998] などがある。

I 東アジアの複眼的地域経済圏

1 自生的地域経済圏

ASEAN 域内では、1980年代から表1のような自生的地域経済圏の生成が見られた (Jetro [1996t])。

表1 ASEAN 域内の自生的地域経済圏

自生的地域経済圏	生成時期	地 域
バーツ経済圏 (インドシナ経済圏)	80年代後半	タイ, カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム
マラッカ海峡経済圏 (成長の三角地帯)	80年代後半	マレーシア, シンガポール, インドネシア
東ASEAN成長地域	90年代前半	ブルネイ, インドネシア, マレーシア, フィリピン
北の成長の三角地帯	90年代前半	インドネシア, マレーシア, タイ

(出所) Jetro [1996t] より作成。

これらは、高い経済成長という実態に注目し、経済圏形成のための制度的イニシアティブよりも地理的接近性と補完性を基準に捉えられた地域経済圏である。この自生的発展は、国民国家の枠組みを超える積極的な側面を持っているが、高成長の中心地の移動が示すように経済成長の持続性と地域的拡大には限界がある。そこで、移動する高成長の源泉を包み込みながら、その成長エネルギーを持続的経済発展システムに組み込むには、自立的な地域経済圏形成への制度的イニシアティブが必要になる。東アジアの複眼的地域経済圏形成は、自生的から自立的地域経済圏へというグローバル化におけるリージョナルな経済発展経路を提示しているのである。

2 自立的地域経済圏の形成

自立的地域経済圏が自生的地域経済圏を基盤に形成される要件は、次のように整理できる^(注1)。自生的地域経済圏は、外国直接投資が、①地理的接近性と②生産要素の補完性を条件に、高い経済成長の源泉となる局地的な生産連関を構成することにより生成される。しかし、資本、土地と労働力の主要生産要素市場と生産連関の局地性が、持続的経済成長の制約要因となる。そこで、自立的地域経済圏の形成には、2つの要件が不可欠となる。第1は多国籍企業である。局地的な補完性から広域的、多角的な補完性への発展は、グ

ローバルな生産要素と製品の需要・供給に対応可能な情報ネットワークを必要とする。これは、多国籍企業のみが保有し、企業内および企業間の垂直的・水平的な生産分業・協業と技術の移転による多角的生産・貿易・投資関係の形成を可能とする。こうした多角的補完性を組み込んだリージョナルな生産システムは、国民国家の枠組みを超える故に、自生的生成は困難である。そこで、第2の要件として、個別国家の関税その他の制度的障壁が、企業の水平的・垂直的分業の制約要因となっており、国家間の協調による地域経済統合への制度的イニシアティブが必要になる。この制度的イニシアティブの好事例が、EU(EC)の共通市場形成を目指した共通税制で、税制の調和が地域経済統合政策として必要かつ有効であったことを証明している^(注2)。

3 北東アジア地域経済圏

東アジアの複眼的地域経済圏について、地域経済圏形成の要件を以下で検証してみたい。

(1) 経済指標

北東アジア地域経済圏は、日本、韓国、中国、香港、台湾から構成され、総人口は約14億人である。主要な経済指標（1995年）は表2のようになる。GDP合計は、6兆6,755億ドルであるが、一人当たりGNPは、中国と他の諸国との格差が大きい。経常収支は、韓国のみ赤字である点が注目される。

(2) 貿易構造

日本、中国、韓国、台湾と香港の輸出先構成は、表3の世界貿易マトリッ

表2 北東アジア地域経済圏の経済指標

	GDP (百万ドル)	一人当たり GNP (ドル)	GDP構成(%)			財・サービス輸出 (GDP比率)	経常収支 (GDP比率)	外貨準備 (百万ドル)
			農業	工業	サービス			
日本	5108540	39640	2	38	60	9	2.2	192620
韓国	455476	9700	7	43	50	33	-1.8	32804
中国	697647	620	21	48	31	21	0.2	80288
香港	143669	22990	0	17	83	147		
台湾	270211	12780	3.3	35.7	61.1		3.8	93047

(出所) WB [1997], 台湾のみ ADB [1997]. より作成。

(注) 台湾のGDP欄はGNPで、GDP構成、経常収支と外貨準備は1996年の数値である。

表3 世界貿易マトリックス

(単位：百万ドル、%)

輸出	世界	日本	中国	韓国	台湾	香港	AFTA	シンガポール	マレーシア	タイ	フィリピン	インドネシア	アメリカ	EU						
世界	5219800	100.0	317580	100.0	166690	100.0	127470	100.0	102370	100.0	158710	100.0	327900	100.0						
日本	100.0	6.1	3.2	2.4	2.0	3.0	6.3	2.1	1.5	1.3	0.7	0.7	15.2	36.1						
日本	411242	7.9		21826	13.1	29370	23.0	27493	26.9	25364	16.0	71896	21.9	29800	18.8					
中国	100.0		5.3	7.1	6.7	6.2	17.5		5.1	3.7	4.5	2.0	2.2	27.5	15.4					
中国	151093	2.9	30888	9.7	7327	5.9	3060	3.0	32905	20.7	8828	2.7	3752	3.4	1374	1.8				
韓国	100.0	20.4		5.0	2.0	21.8	5.8		2.5	0.9	0.8	0.7	0.9	17.7	13.2					
韓国	127592	2.4	15764	5.0	11507	6.9		4162	4.1	10681	6.7	17227	5.3	5317	4.8	4027	5.3			
台湾	100.0	12.4	9.0		3.3	8.4	13.5		4.2	3.2	2.2	1.5	2.5	16.9	11.2					
台湾	115942	2.2	13639	4.3	623	0.4	2662	2.1	2688	16.9	14203	4.3	4573	4.1	2954	3.9				
香港	100.0	11.8	0.5	2.3		23.1	12.3		3.9	2.5	2.4	1.7	1.7	23.2	13.6					
香港	180525	3.5	11829	3.7	61980	37.2	2935	2.3	1705	1.7	11629	3.5	4966	4.5	1694	2.2				
AFTA	100.0	6.6	34.3	1.6	0.9		6.4		2.8	0.9	1.0	1.2	0.6	21.3	14.9					
AFTA	322559	6.3	47903	15.1	9476	5.7	11220	8.8	1051	10.5	21067	13.3	74139	22.6	23953	23.5				
マレーシア	100.0	14.6	2.9	3.4	3.3	6.4		22.6		7.9	8.1	3.7	1.4	1.5	19.4	14.5				
マレーシア	125118	2.4	10254	3.2	3395	2.0	3797	3.0	2789	2.7	11127	7.0	34781	10.6	22514	29.4				
タイ	100.0	8.2	2.7	3.0	2.2	8.9	27.8			18.0	5.7	1.8	2.3	18.4	13.0					
タイ	77001	1.5	10560	3.3	1917	1.2	2421	1.9	3365	3.5	4577	2.9	1895	0.6	13499	12.2				
タイ	100.0	13.7		2.5	3.1	4.6	5.9		2.5	17.5			4.3	1.2	1.5	19.3				
フィリピン	57151	1.1	9340	2.9	1745	1.0	1066	0.8	1672	1.6	2997	1.9	10413	3.2	6758	6.1				
フィリピン	100.0	16.3		3.1	1.9	2.9		5.2		18.2		11.8	3.7		1.1	1.6	18.2			
フィリピン	21466	0.4	3911	1.2	338	0.2	450	0.4	840	0.8	884	0.6	2772	0.8	1131	1.0	654	0.9		
フィリピン	100.0	18.2		1.6	2.1	3.9		4.1		12.9		5.3	3.0	3.9		0.7	34.3			
インドネシア	47823	0.9	13838	4.4	2081	1.2	3486	2.7	1884	1.8	1482	0.9	7278	2.2	4565	4.1	1307	1.7		
インドネシア	100.0	28.9		4.4	7.3	3.9	3.1		15.2		9.5	2.7			1.7	1.3		14.2		
アメリカ	622945	11.9	67535	21.3	11979	7.2	26582	20.9	19972	19.5	13956	8.8	42509	13	16686	15.1	8521	11.1		
アメリカ	100.0	10.8		1.9	4.3	3.2	2.2		6.8		2.7	1.4	1.2	1.0	0.6			20.5		
EU	2003049	38.4	45057	14.2	18672	11.2	18109	14.2	16616	16.2	22022	13.9	48497	14.8	15573	14.1	9511	12.4	10573	15.8
EU	100.0	2.2		0.9	0.9	0.8	1.1		2.4	0.8	0.5	0.5	0.2	0.4	7.2	7.2	60.8			

(出所) Jetro [1997], p.428. より作成。

クスより全体的にはアメリカが最大で、次いで日本、EUと香港である。北東アジア地域内の輸出は、各国とも40%前後の比率を占め、日本の比率が高いと同時に相互の依存関係が強い。アメリカとEUの合計は、各国とも30%~40%と大きく、北東アジア地域外への輸出に依存している。国・地域別では、中国と香港との相互関係が当然ながら極めて強い。ASEANへの輸出は、国・地域別には少ないが、AFTA全体では日本や香港と同比率である（Jetro [1997t]）。

北東アジア地域の輸入先構成は、表3より日本が13%~27%でアメリカを上回っており、次いでEUである。域内向け輸入は、輸出と同様に相互依存関係が強く、日本への依存度が輸出よりも高い。香港と中国との相互依存関係は、輸出と同様に強い（Jetro [1997t]）。

表4 日本の国・地域別対外直接投資残高（1996年末）
(単位：百万ドル、%)

	投資残高	構成比率	
合 計	258653	100.0	
ア ジ ア	79152	30.6	100.0
中 国	8098		10.2
台 湾	4048		5.1
韓 国	3464		4.4
香 港	9406		11.9
シンガポール	11410		14.4
タ イ	15752		19.9
インドネシア	17193		21.7
マ レ ー シ ア	5750		7.3
フィリピン	2863		3.6
イ ン ド	785		1.0
ASEAN	53246	20.6	67.3
北 米	97881	37.8	
中 南 米	11981	4.6	
大 洋 州	10501	4.1	
西 欧	47523	18.4	
東欧・ロシア	197	0.1	
中 東	967	0.4	
ア フ リ カ	441	0.2	

(出所) Jetro [1998i] より作成。

貿易構造の特徴は、次のように整理できる。①輸出市場として、アメリカとEUへの依存が大きい。②輸入先として、日本への依存が大きい。③全体的には、日本が中核的位置を占め、地域的集中度が高い。

(3) 直接投資構造

日本の直接投資残高の国・地域別構成は、表4より北米地域が最大の37.8%であるが、アジアが30.6%，ASEANが20.6%である。北東アジア地域では、香港がアジア全体の11.9%，中国が10.2%で、台湾と韓国の順である。巨大な人口を擁する中国への直接投資の国・地域別構成(1996年)では、38.2%の香港が最大で、アメリカ、シンガポール、台湾、日本と韓国が9%～6%である。北東アジア地域では、アメリカを除けば、日本の直接投資を中心的に、韓国と台湾さらにシンガポールがこれを補完する構造となっている(Jetro [1998i])。

以上より、北東アジア地域経済圏では、日本とアメリカに加えて韓国と台湾の多国籍企業の役割が大きいと推測できる。そして、地域経済統合への制度的イニシアティブとしては、「アジア太平洋経済協力会議(APEC)」による経済協力の枠組みが推進されているが、ASEANに比べて求心力は弱いと言えよう。

4 南東アジア地域経済圏

(1) 経済指標

南東アジア地域経済圏の中核はASEANである。ASEAN 5カ国の総人口は約3億5千万人で、主要な経済指標(1995年)は表5のようになる。

表5 ASEAN 5カ国の経済指標

	GDP (百万ドル)	一人当たり GNP (ドル)	GDP構成(%)			財・サービス 輸出 (GDP比率)	経常収支 (GDP比率)	外貨準備 (百万ドル)
			農業	工業	サービス			
シンガポール	94063	24990	0	36	64		18.0	68695
タイ	184111	2740	11	40	49	42	-8.1	36939
マレーシア	98106	3890	13	43	44	96	-5.9	24699
インドネシア	225857	980	17	42	41	25	-3.5	14908
フィリピン	83533	1050	22	32	46	36	-2.7	7757

(出所) WB [1997] より作成。

GDP 合計は6,857億ドルで、日本を除く北東アジア地域経済圏の半分以下の規模で、一人当たり GNP の格差は、シンガポールを除けば相対的には小さい。GDP 構成による産業構造では、フィリピンの工業化が遅れている。また、経常収支は、シンガポールを除きタイの-8.1%などかなり大きな赤字で、外貨準備もフィリピンとインドネシアが GDP の規模に対して十分とは言えない。

(2) 貿易構造

シンガポール、マレーシア、タイ、フィリピンとインドネシアの輸出先構成は、表3よりアメリカが最大で17%~34%，次いで日本、EUとシンガポールである。各国の輸出の大半は、アメリカ、EUと日本向けで、ASEAN 域外への依存が大きい。ASEAN 域内では、各国ともシンガポールが5%~18%と依存度が高いが、北東アジア地域のような高い相互依存関係は見られない。これは、経済規模の大きくないシンガポールが、北東アジア地域の日本のような求心力をもっていないためと考えられる。しかし、AFTA 向け輸出は、13%~28%でアメリカを上回っており、地域的集中力は作用している。国別では、シンガポールとマレーシアの相互依存関係は、他の諸国と対照的に強いことが注目される。

ASEAN の輸入先構成では、表3より日本が19%~27%で最大であり、次いでアメリカと EU で、合計比率は半分に達している。ASEAN 域内への輸入では、輸出と同様にシンガポールへの依存が大きく、また、シンガポールとマレーシアの相互依存関係が強い (Jetro [1997t])。

貿易構造の特徴は、次のようにまとめることができる。①北東アジア地域と同様に輸出市場として、アメリカと EUへの依存が大きい。②輸入先として日本への依存が大きい。③シンガポールが ASEAN の中核となっているが、求心力は北東アジア地域の日本に比べて弱い。④AFTA の域内貿易は、EU の60%を超える集中度に比べて、23%となお低い。

(3) 直接投資構造

ASEAN への日本の直接投資残高は、表4より全体の20.6%，アジア地域の67.3%と高い比率を占めており。ASEAN の中でもインドネシアが21.7%，タイが19.9%，シンガポールが14.4%と過半を占めている。1996年には、

対外直接投資国でもあるシンガポールへの主要な直接投資国は、39.6%のアメリカと34.3%の日本である。タイへの直接投資は、日本が47.2%を占め、アメリカ、台湾とシンガポールが続いている。マレーシアへの直接投資は、シンガポールが27.9%，日本が27.0%である。インドネシアへの直接投資は、25.6%の日本が最大で、アメリカ、イギリスとシンガポールの順で、タイとマレーシアが5%前後である。フィリピンへの直接投資は、47.4%を日本が占めている（Jetro [1998i]）。

ASEAN の直接投資は、日本が北東アジア地域以上に大きな比重を占め、日系企業が重要な役割を担っている。また、シンガポールの直接投資国としての役割の増大とタイおよびマレーシアの直接投資の増加は、ASEAN 域内の投資関係を緊密化している。これは、ASEAN における地域経済統合の発展を示している。

(4) ASEAN とインドとの貿易関係

インドの国・地域別輸出構成は、1996-97年度にアメリカが20%で最大、それに6%前後のイギリス、日本とドイツが次いでいるが、開発途上国が26%を占めている。輸入構成は、輸出と同様にアメリカが9%で最大、6%～7%のドイツ、日本とイギリスが次いでいるが、石油輸入によるOPEC諸国の比率が25%と高く、開発途上国も17%を占めている。そして、開発途上国への95-96年度の輸出構成では、香港が5.7%と高い。しかし、表6よりシンガポールが2.8%，インドネシアが2.1%で、タイとマレーシアを加えた合計は7.6%に達しており、91-92年度の5.2%から着実に増加してきた。輸入構成では、表6よりシンガポールが3.0%，マレーシアが2.5%で、タイとインドネ

表6 インドとASEAN諸国との貿易関係（構成比率）

（単位：%）

	インド輸出					インド輸入				
	1991-92	1992-93	1993-94	1994-95	1995-96	1991-92	1992-93	1993-94	1994-95	1995-96
シンガポール	2.2	3.2	3.4	2.9	2.8	3.6	2.9	2.7	3.1	3.0
タイ	1.1	1.4	1.6	1.5	1.5	0.3	0.3	0.2	0.9	0.5
マレーシア	1.1	1.0	1.1	1.1	1.2	2.0	1.9	1.1	1.7	2.5
インドネシア	0.8	0.7	1.1	1.1	2.1	0.3	0.3	0.5	1.1	1.3
合計	5.2	6.3	7.2	6.6	7.6	6.2	5.4	4.5	6.8	7.3

（出所） GOI [1997], p.97. より作成。

シアを加えた合計は、91-92年度の6.2%から7.3%へ増加した。インドとASEAN諸国との貿易は、輸出入とともに着実に増加し、関係が緊密化している(GOI [1997], Jetro [1997t])。

(5) 直接投資関係

インドへの外国直接投資(認可ベース)は、表7より外国投資の本格化し始めた1993年と96年とを比較すると、件数が785件から1,559件へ2.0倍に、金額が28億2,380万ドルから102億150万ドルへ3.6倍に急増している。投資額の国・地域別構成は、アメリカが20%~40%と大きく、イギリス、ドイツ、日本の順である。そして、93年にタイが4.2%，94年にシンガポールが1.9%，95年にタイが6.2%，マレーシアが4.3%，シンガポールが3.1%である。ASEAN諸国のインド直接投資の増加が顕著である(GOI [1997])。

また、インドのASEAN諸国への直接投資も増加傾向にある。インドは、タイの96年の外国投資総額の2.6%，マレーシアの95年の製造業外国投資総額の5.2%，インドネシアの96年の外国投資総額の0.1%である。ASEAN諸国相互の直接投資の増加と同時に、ASEANのインド直接投資が活発化し、インドのASEAN直接投資も、構成比率はそれほど大きくはないが、着実に始まっている(Kumar [1996], Jetro [1998i])。このように、ASEANとインドは、貿易関係とともに直接投資における緊密化が明確になっている^(注3)。

(注1) 本論では、自立的地域経済圏を望ましい共生的経済システムのリージョナルシステムの1つと捉えている。この共生的経済システムは、地球規模での平和と繁栄のため貧困撲滅による共存を実現可能とする経済システムである。現代の経済システムの主要な構成主体である企業にあっては、競争市場での利潤極大化を目的としており、異なる業種や分野の間での協働行動は可能であっても、共生のための一般的な協働行動は困難である。しかし、現代のグローバルな経済課題の解決には、個別の企業のみならず国民国家の次元を超える協調と協働行動を基礎とする共生的経済システムが不可欠となっている。その顕著な事例が、地球規模での環境保全の課題であり、共生への協働行動は、企業の事業継続にとって不可欠となる。こうした地球規模での共生的経済システムの構築には、世界国家の存在しない現状では、国民国家による国家の枠組みを超えた協調体制の制度化が必要になる。このリージョナルレベルの制度化の1つが、グローバルな経済構造の変化を基礎とする自立的地域経済圏の形成である。本論は、自立的地域経済圏の形成を目的とする経済統合への制度的イニシアティブとし

表7 インドへの外国直接投資 (単位:百万ルピー、百万ドル、%)

	1990年			1991年			1992年			1993年			1994年			1995年			1996年		
	金額	金額	金額	件数	金額	比率	件数	金額	比率	件数	金額	比率	件数	金額	比率	件数	金額	比率	件数	金額	比率
日本	50.0	3.9	527.1	9.9	6102.3	15.7	26	2578.3	2.9	45	4009.0	2.9	40	15142.6	4.7	76	14882.5	4.1			
アメリカ	344.8	26.9	1858.5	34.8	12315.0	31.7	151	34618.8	39.1	179	34880.9	25.0	261	70543.7	22.0	283	100558.7	27.8			
EU							260	16153.4	18.3	379	26725.1	19.2	483	60272.0	18.8	542	47694.0	13.2			
イギリス	90.8	7.1	321.0	6.0	1176.7	3.0	80	6227.3	7.0	97	12991.5	9.3	105	17258.6	5.4	131	15246.0	4.2			
ドイツ	195.1	15.2	418.0	7.8	862.7	2.2	75	1759.3	2.0	96	5693.6	4.1	129	13394.9	4.2	150	15378.9	4.3			
オランダ	37.6	2.9	559.2	10.5	976.9	2.5	26	3216.5	3.6	57	2069.6	1.5	87	9664.6	3.0	75	10487.1	2.9			
フランス	88.8	6.9	193.3	3.6	296.4	0.8	19	1290.9	1.5	34	897.3	0.6	33	4203.6	1.3	60	16716.9	4.6			
韓国	70.6	5.5	61.5	1.2	394.0	1.0	21	293.3	0.3	25	1068.5	0.8	38	3141.9	1.0	46	32209.2	8.9			
香港							12	879.5	1.0	24	1647.8	1.2	27	4071.7	1.3						
台湾							10	100.1	0.1	10	102.0	0.1	6	38.8	0.0						
シンガポール							28	667.4	0.8	45	2655.0	1.9	56	9910.4	3.1						
タマラシ							4	3684.2	4.2	10	99.8	0.1	13	19680.9	6.2						
インドネシア							5	84.8	0.1	9	252.2	0.2	18	13860.9	4.3						
フィリピン							1	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2	3133.0	1.0						
中国							6	132.5	0.1	2	41.0	0.0	6	729.9	0.2						
モーリシャス							8	616.5	0.7	5	272.5	0.2	4	5810.6	1.8						
NRI	52.4	4.1	197.0	3.7	4391.3	11.3	127	10433.2	11.8	168	4908.8	3.5	140	7097.1	2.2	174	21907.0	6.1			
合計	1283.2	100.0	5341.1	100.0	38875.4	100.0	785	88466.0	100.0	1062	139378.8	100.0	1355	320002.7	100.0	1559	361468.0	100.0			
(米ドル表示)											2823.8			4522.0			9890.4			10201.5	

(出所) Jetro [各年度版:t], より作成。

(注) 認可ベースである。空欄は、資料の制約で数値が得られなかつたためである。

て税制の調和に焦点を当ている。

(注2) 地域経済統合には、経済的イニシアティブに加えて、社会的、文化的なイニシアティブが必要になる。宗教、言語、民族など社会文化的な要因が地域的な求心力を弱めた事例は、周知である。歴史的、文化的なアイデンティティの多様性を容認し、障壁を高めない共生のための努力が、地域的求心力を確保するために不可欠になる。

(注3) 1997年6月にタイと南アジア3国(インド、バングラデシュ、スリランカ)との間で、タイからの投資を目的とする新経済協力グループの設立が合意されている(Jetro [1997t])。

II シンガポールとマレーシアの経済構造と税制

1 シンガポールの経済・貿易構造

(1) 経済構造

シンガポールが高度経済成長を始めたのは、1965年のマレーシアからの分離後である。1960年～65年のGDP年平均成長率5.5%は、66年～73年の13.0%へ加速した後、74年～84年の7.9%へ減速した。85年は、表8のように-1.6%となつたが、その後回復し95年まで10%前後の高い成長率を維持してきた。1965年～95年のGDP年平均成長率は9.0%で、輸送・通信および金融・事業サービス部門と製造業部門により牽引されてきた(GOS-S [1996])。

シンガポールの産業構造では、表8より1985年の不況後を見ると、全体的には大きな変動は起きていない。金融・事業サービス部門は、80年代後半には製造業部門の比率を下回っていたが、90年代前半に上回り、95年には26.9%の最大の産業部門となった。これら2大部門に次ぐ商業部門は、86年の15.9%から95年の18.6%へ上昇した。また、建設業は80年代後半に比率が低下したが、90年代前半に回復している。対照的に、運輸・通信部門は、86年の12.9%から95年の11.1%へ低下した。

シンガポールの産業構造では、農業など第1次産業部門は1%以下であるが、製造業、公益事業および建設業など第2次産業部門の比率の漸次的低下と、商業、運輸・通信、金融・事業サービスおよびその他サービスの第3次産業部門の比率が増加してきた。こうした変化は、産業構造の高度化を示している。

(2) 貿易構造

表8 シンガポールの産業別国内総生産（GDP）の推移
(単位: %)

	GDP成長率	製造業	公益事業	建設業	商業	輸送・通信	金融・事業サービス	その他サービス
1965	6.6	15.2	2.2	6.5	27.2	11.5	16.6	17.6
1970	13.4	20.2	2.6	6.9	27.4	10.7	16.6	12.9
1975	4.0	23.3	1.8	7.9	24.8	10.8	18.2	11.1
1980	9.7	28.1	2.1	6.2	20.8	13.5	19.0	8.8
1985	-1.6	22.0	1.9	10.0	15.9	12.6	25.6	11.0
1986	2.3	24.9	2.6	7.9	15.9	12.9	23.9	11.1
1987	9.7	26.5	2.1	6.6	16.2	12.9	24.1	10.9
1988	11.6	28.6	2.1	5.6	16.9	12.8	23.1	10.4
1989	9.6	28.2	1.8	5.2	16.9	13.0	24.0	10.5
1990	9.0	27.2	1.8	5.2	17.9	12.2	25.0	10.3
1991	7.3	26.6	1.6	6.0	17.7	12.5	24.9	10.4
1992	6.2	24.8	1.6	7.3	17.6	11.9	26.0	10.6
1993	10.4	24.7	1.6	6.8	18.1	11.6	26.9	10.1
1994	10.5	24.3	1.5	7.0	18.6	11.4	26.8	10.1
1995	8.8	24.9	1.5	6.7	18.6	11.1	26.9	10.0

(出所) GIS-S [1996], pp.4, 12. より作成。

(注) 数値は市場価格を利用している。

GDP成長率は1990年市場価格を利用している。1995年は暫定値である。

1996年の貿易収支は赤字であるが、経常収支は199億ドルの黒字、総合収支も104億ドルの黒字である。95年の輸出品目構成は、機械機器が65.7%と過半を占め、その他工業製品の13.8%，鉱物燃料の8.3%，化学品の6.0%の順である。機械機器の大半はエレクトロニクス製品・同部品である。輸入品目構成は、機械機器が57.9%で、その他工業製品の20.7%，鉱物燃料の8.1%，化学品の6.5%の順である。産業構造の高度化を反映して、輸入と輸出は類似の品目構成であり、再輸出が輸出の40%を占める点に特徴がある (Jetro [1998t])。

(3) 直接投資

シンガポールへの外国直接投資（コミットメント・ベース）は、1996年の総額57億1,620万シンガポール（S）ドルに達した。国別構成は、アメリカが39.6%，次いで日本が34.3%，オランダ9.1%，イギリス7.0%の順である。しかし、シンガポールの外向き直接投資（フロー・ベース）が、93年から内向き直接投資を大きく超過しており、95年には内向き直接投資の48億400万ド

ルに対して、外向き直接投資は55億5,100万ドルに達した (Jetro [1997i])。これは、ダニング (John Dunnig) の投資発展軌道理論による 5 つの経済発展段階の第 3 段階の末もしくは第 4 段階の始めに位置づけられるであろう (Dunnig and Narula [1996])。

2 シンガポールの税制

(1) 財政収支

シンガポールの政府会計制度は、統合経常会計と開発資金会計と減債基金会計から構成されている。統合経常会計の収入は、税収、料金等、投資収入と資本収入から構成される。開発資金会計の収入は、その他と投資収入であり、減債基金会計の収入は、投資収入である。そこで、表 9 のその他は、経

表 9 シンガポールの財政収入 (単位: 百万 S ドル, %)

	1994年度			1995年度			1996年度		
	決算	構成比率		修正概算	構成比率		予算	構成比率	
税収	19000	80.1	100.0	19378	79.1	100.0	20450	78.8	100.0
所得税	8296		43.7	8529		44.0	9349		45.7
法人・個人所得	7748		40.8	7901		40.8	8763		42.9
法定委員会納付	548		2.9	628		3.2	586		2.9
資産税	1844		9.7	1765		9.1	1698		8.3
財産税	1798		9.5	1718		8.9	1653		8.1
遺産税	46		0.2	47		0.2	45		0.2
関税・消費税	1559		8.2	1571		8.1	1615		7.9
消費税	788		4.1	843		4.4	863		4.2
輸入税	771		4.1	728		3.8	753		3.7
自動車税	1992		10.5	2081		10.7	2149		10.5
財・サービス税	1523		8.0	1640		8.5	1799		8.8
賭博税	918		4.8	1008		5.2	1063		5.2
印紙税	1394		7.3	1200		6.2	1100		5.4
物品税	55		0.3	64		0.3	67		0.3
その他税	1419		7.5	1521		7.8	1610		7.9
料金等	3726		15.7	3622		14.8	3459		13.3
その他	988		4.2	1488		6.1	2041		7.9
経常収入	23713	63.4	100.0	24488	58.0	100.0	25950	61.4	100.0
投資収入	3784		27.7	6042		34.0	3870		23.7
資本収入	9881		72.3	11724		66.0	12432		76.3
その他収入	13665	36.6	100.0	17766	42.0	100.0	16301	38.6	100.0
総計	37378		100.0	42254	100.0		42252	100.0	

(出所) GOI-F [1996]、より作成。

常会計と開発資金会計のその他の合計であり、投資収入は、開発資金会計と減債基金会計の投資収入の合計となる。総財政収入は、経常収入が約60%，その他収入が40%である。経常収入は、税収が約80%，料金等が15%，その他が5%という構成である。その他収入は、投資収入が30%，資本収入が70%である。

予算収支は、1996年度予算では64億1,398万Sドル，GDP比率4.9%の黒字である。財政収支も、128億2,747万Sドル，GDP比率9.8%の黒字となっている。財政規模は、経常支出がGDP比率9.7%，開発支出が4.6%，合計14.3%となり、小さな政府と言える (GOS-F [1996])。

(2) 租税制度

租税制度は、次のように整理できる (Yoong [1989]，坂 [1991]，APEC [1997]，トーマツ [1998])。

[直接税]

所得税：個人・法人所得税

資産税：財産税，遺産税

[間接税]

輸入税

消費税

自動車税

財・サービス税 (goods and services tax, GST)

賭博税：賭博・競馬税，民間宝くじ税

印紙税

物品税：娯楽税，パブ税

所得税法は、個人所得税と法人所得税を規定している。個人所得税は、次のように課税される。①所得控除は、基礎控除、給与所得控除、配偶者控除と扶養控除、中央年金 (Central Provident Fund) 掛金控除、生命保険料控除などがある。②退職金と郵便預金利子、キャピタルゲイン (不動産の短期譲渡所得を除く) などは、非課税である。③給与所得の源泉徴収制度はない。

④税率構造は、1994賦課年度の課税所得5,000S ドルへの2.5%から400,000S ドル超への30%までの14段階から、97賦課年度より課税所得5,000S ドルへの2.0%から400,000S ドル超への28%までの10段階に変更された。なお、94賦課年度以前の税率構造は、プラケットが14段階、適用税率が3.5%～33%で、個人所得税政策は、限界税率の引下げとプラケット数の削減が基本方針であった。個人所得税負担は、日本と比べた場合、日本の住民税に相当する地方所得課税がないため、法定税率のみでも日本の半分以下である。

法人税は次のように課税される。①課税所得は、事業所得、投資所得、資産所得とその他所得で、合算して課税される。②税率は、1987賦課年度に40%から33%へ、91賦課年度に32%，92賦課年度に31%，93賦課年度に30%，94賦課年度に27%，そして97賦課年度から26%へ引下げられてきた。税負担は、地方税を含む実効税率が50%近い日本の法人課税と比べて、半分と言える。③個人所得税との二重課税調整は、配当に対してインピュテーション方式により行われている。④個人所得税と法人税ともに、納税者の提出する申告書など資料に基づき税務当局が賦課する賦課課税制度が採用されている。

輸入税が、石油製品、たばこ、酒類や自動車等に課されている。消費税は、石油製品、たばこと酒類に賦課される物品税である。自動車税は、登録料、追加登録料、道路税、重油エンジン特別税などから構成され、国土が狭いため自動車数の制限を課税目的としている。財・サービス税 (GST) は、1994年4月1日より導入された付加価値税で、税率3%，インボイス方式を採用している。年間課税売上高が100万S ドル以上が課税事業者で、売上高が限度以下の事業者も自主申請により課税事業者として登録できる。

税収構成は、表9のように法人・個人所得税が約45%を占め、財産税が8%，財・サービス税が9%，自動車税が11%である。したがって、所得課税を基幹税に消費課税と資産課税を補完税とする租税体系である。なお、中央年金制度があり、会社または雇用主および被用者は、毎月の給料・賞与などに対して各20%（月額1,200S ドルを上限）の掛金を拠出しなければならない。

(3) 投資優遇税制

シンガポールでは、外国企業誘致を目的に個人・法人所得税に関して、経

済拡大奨励法 (Economic Expansion Incentives Act) と所得税法により各種の優遇措置が規定されている。主要な優遇措置は、次のような内容である (坂 [1991], APEC [1997], トーマツ [1998])。

- (a) パイオニアステータス：生産開始後5～10年間、法人税免除。パイオニア期間終了後最高5年間、最低10%（運用上は15%）の軽減税率適用。
- (b) 投資控除：既存設備の拡充、オートメーション化、改良または新製品の開発のための多様化、技術サービスまたはエンジニアリングサービスの提供、研究または開発、建設活動、コンピュータ化された情報産業およびコンピュータ関連サービス、工業用デザインなどへの投資を対象に、投資額の一定割合（50%を限度）の金額を5年を限度に課税所得から控除。
- (c) 所得税による優遇措置の対象：試験研究開発、輸出促進関連の二重控除、工業用ロボットおよびオートメーション設備導入、建設業、オフショア・ファンド・マネジメント、地域統括本部 (Operational Headquarters, OHQ)，承認済みの石油取引業者、国際貿易業者、国際海運業者およびベンチャー企業、事業統括本部 (Business Headquarters, BHQ)。

3 マレーシアの経済・貿易構造

(1) 経済構造

1957年に独立したマラヤ連邦は、63年にマレーシア連邦となった。65年にシンガポール州が分離・独立したため、マラヤ半島の11州とサバ、サラワクの2州を加えた13州で連邦を構成している。国土面積は33万平方km、人口は2,120万人の多民族国家である。

マレーシアの経済政策の基本は、ブミプトラ (Bumiputra, 「土地の子」の意味) 政策と呼ばれるマレー人保護政策である。1970年に初代首相ラーマン (Tunku Abdul Rahman Putra) に代わりラザク (Tun Abdul Razak bin Hussain) が第二代首相に就任した。ラザクは、70年から90年までにマレー人の商工業への参入を拡大する新産業政策を開始した。これが、ブミプトラ政策と呼ばれた。ラーマン首相の民族融和政策からブミプトラ政策への転換は、マレーシアの政治・社会・経済の全体的な構造転換の始まりを示すものであった。ラザク首相の病死により76年にフセイン (Datuk Hussein Onn) が第三代首相に就任したが、フセインも病に倒れたため、81年にマハティール

(Mahathir bin Mohamad) が第四代首相となった（萩原 [1996]）。

1980年代前半は「第4次マレーシア計画（1981年～85年）」の時期で、開発政策の重点が農業・農村開発から重工業へ移行した。70年代後半のGDP年平均実質成長率は8.5%であったが、80年代前半は、財政赤字と国際収支赤字のため5.1%に止まり、85年は-1.0%となった。しかし、85年のプラザ合意後の急激な円高により日本企業が東南アジア諸国への直接投資を急増させ、マレーシアへの日系企業進出も87年以降急増した。これに対してマレーシア政府は、86年に「投資促進法（Investment Promotion Act）」を制定して、外国資本の出資比率の大幅緩和などを行い、積極的な外資導入を図った。こうした結果、表10のように87年よりGDP成長率が回復し、88年以降年平均8%台の高成長を続けたのである。この成長を牽引したのは、製造業と建設業の10%を超える成長であった（鈴木 [1997]）。

この高成長期に産業構造（GDP比率）は、表10より次のように変化した。①製造業は、86年の21.0%から95年の33.1へ増大した。②対照的に農業・漁業・林業は21.4%から13.5%へ低下した。③鉱業・採石は11.0%から7.5%へ、とくに石油は87年度の8.5%から6.1%へ低下した。④サービス部門は、運輸・通信・倉庫と商業が増加したが、行政サービスとその他サービスが低下し、全体では41.0%から42.1%へ僅かに増加した。そこで、製造業に鉱業・採石、建設業と電気・ガス・水道を加えた工業部門は、47.4%になった。マレーシアは、高成長により第2次産業が半分近くの比率を占め、第3次産業が42.1%でそれに次ぎ、第1次産業が13.5%という産業構造を形成した（IDE [各年版]）。

(2) 貿易構造

1996年の貿易収支は、6億1,900万リンギの赤字、サービス貿易収支も187億6,600万リンギの赤字で、経常収支赤字は129億7,700万リンギ、GDP比率-5.5%となったが、95年の-9.0%よりかなり改善された。

96年の輸出品目構成は、テレビ用ブラウン管やコンピュータ・モニタ一部品などの機械・輸送機器が最大の55.3%で、ベニヤ板・製材、繊維、亜鉛メッキ鋼板・鋼管など原料別製品、雑製品、鉱物性燃料、植物性油脂と非食品原料が9%～6%である。輸入品目構成は、機械・輸送機器が最大の60.0%で、

表10 マレーシアの産業別国内総生産(GDP)の推移
(単位:百万リンクット, %)

	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	
農業・漁業・林業	11914	20.8	12348	21.4	13216	21.7	13933	21.0	14768	20.4	14828	18.7	1482
鉱業・採石	5985	10.5	6368	11.0	6409	10.5	6803	10.3	7383	10.2	7757	9.8	7944
石油				5144	8.5	5612	8.5	6083	8.4	6430	8.1	6700	
製造業	11263	19.7	12111	21.0	13734	22.6	16151	24.4	18444	25.5	21340	26.9	24307
建設業	2738	4.8	2554	4.1	2077	3.4	2133	3.2	2380	3.3	2832	3.6	3240
電気・ガス・水道	948	1.7	1027	1.8	1109	1.8	1211	1.8	1344	1.9	1526	1.9	1697
運輸・通信・倉庫	3630	6.4	3551	6.7	4055	6.7	4412	6.7	4839	6.7	5487	6.9	6079
商業	6911	12.1	6147	10.6	6423	10.6	6988	10.5	7687	10.6	8807	11.1	10068
金融・不動産	5093	8.9	5071	8.8	5482	9.0	6088	9.2	6771	9.4	7759	9.8	8733
行政サービス	6957	12.2	7253	12.6	7543	12.4	7819	11.8	8185	11.3	8446	10.6	8768
その他サービス	1300	2.3	1553	2.3	1400	2.3	1454	2.2	1519	2.1	1678	2.1	1831
銀行金融利子(%)	1834	3.2	1891	3.3	2235	3.7	2820	4.3	3356	4.6	4076	5.1	4804
輸入税 (+)	2245	3.9	1759	3.0	1650	2.7	2131	3.2	2442	3.4	2947	3.7	3458
国内総生産(GDP)	57150	100.0	57751	100.0	60863	100.0	66303	100.0	72409	100.0	79329	100.0	86149
GDP成長率													

(出所) IDE [各年版], より作成。

(注) 1978年価格である。1996年は推定値である。各年度の右欄は構成比率を示す。空欄は、資料の制約により数値が得られ

原料別製品が13.4%，化学品が6.8%の順である。輸出入の品目構成は，電機・電子機器を中心とする工業製品が約80%を占めている。マレーシアの貿易は，シンガポールのような高付加価値製品ではないが，工業化を基礎とする工業製品中心の構造となっている (Jetro [1997t])。

(3) 直接投資

マレーシアへの外国直接投資（製造業，認可ベース）は，1996年に総額170億5,650万リンギに達した。国別構成は，シンガポールが27.9%で，次いで日本が27.0%，アメリカの17.0%，イスラエルの11.1%の順である。シンガポールは，日本を僅かに上回り最大の投資国になった。そして，外向き直接投資も行われており，96年は内向き直接投資67億7,950万ドルに対して26億2,500万ドルであった (Jetro [1998i])。マレーシアは，投資発展軌道理論による経済発展段階の第3段階の前半と位置づけられよう (Dunnig and Narula [1996])。

4 マレーシアの税制

(1) 財政収支

マレーシアは連邦国家で，中央と州政府を統合した財政収支（1996年度最新概算）は，経常収入が699億2,700万リンギ，経常支出が484億リンギで，215億2,700万リンギの黒字である。この黒字に非金融公企業の剰余135億800万リンギを加えた350億3,500万リンギが公共部門経常黒字で，開発財源となる。開発支出は367億2,700万リンギで，公共部門は，16億9,200万リンギの財政赤字である。この赤字は国内外からの借り入れにより調達される。中央政府の経常収入は564億9,900万リンギで，経常支出417億8,300万リンギと開発支出149億4,900万リンギの支出総額は567億3,200万リンギとなり，赤字である。しかし，中央政府の州政府などへの貸付けの返済により，14億3,600万リンギ，GDP比率1.2%の黒字が計上されている。中央政府の財政収支は，1993年度以来黒字が続いている (Jetro [1997k])。

中央政府の総支出（1995年度）のGDP比率は，経常支出が18.1%，資本支出が5.1%で，合計23.2%となり，シンガポール，フィリピン，インドネシアのASEAN諸国に比べて大きいが，タイとほぼ同規模である (WB [1997])。

(2) 租税制度

中央政府の租税制度は、次のようになっている（竹内 [1994]，APEC [1997]，トーマツ [1998]）。

[直接税]

所得税：個人・法人所得税，不動産譲渡益税，石油所得税

[間接税]

関税

消費税

売上税

サービス税

個人所得税も法人所得税も、1967年所得税法により課税される。個人所得税は、次のように課税される。①所得控除は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除、被用者退職金積立基金控除や生命保険料控除などである。②退職金とキャピタルゲインは非課税である。③給与所得には源泉徴収制度が採用されている。④税率構造は、2,500リンギ超から5,000リンギ未満への3%から15万リンギ超への32%の9段階で、1996賦課年度に税率が2%～30%へ引き下げられた。非居住者へは一律30%の税率が適用される。

法人税は、次のように課税される。①課税所得は、シンガポールと同一の4種類の所得で、合算して課税される。②税率は、1998賦課年度より30%から28%に引き下げられた。③配当は、インピュテーション方式により二重課税調整される。④所得税と法人税ともに、シンガポールと同様の賦課課税制度が採用されている。そして、日本の住民税と事業税に相当する地方税はない。

不動産譲渡益税は、土地投機の抑制を目的とする税であり、不動産および不動産保有会社の株式の譲渡益に、保有期間2年以内の個人30%と法人30%から、6年以内の個人0%と法人5%までの5段階の税率が適用される。なお、個人の居住用不動産の処分は免税であり、5,000リンギもしくは譲渡益の10%のいづれか大きい方が譲渡益から控除される。石油所得税は、石油関連

事業に従事する法人の石油所得に所得税法と分離して課税され、税率は45%である。

間接税では、輸出税が、ゴム、すず、やし油、材木と石油の一次產品に課される。輸入税が2%～100%の税率で課されるが、原材料、機械、必需食料品や薬剤品は、一般的に非課税もしくは軽減税率が適用される。消費税は、国内で製造、販売、譲渡される物品と輸入物品に課される一般消費税である。税率は10%で、食料品、木材、建築資材には5%，アルコール飲料やたばこには15%が適用される。売上税は、酒、たばこ、石油製品、電気機器等の製造品に課される物品税で、税率は多様である。サービス税は、国内のホテルやレストランなどの施設または専門職が提供する課税物品およびサービスに課され、税率は5%である。

中央政府の財政収入構成（1995年度）は、税収が74.9%，税外収入が24.6%である。税収構成は、所得課税が34.3%，国内の財・サービス課税が17.8%，国際貿易課税が14.1%，その他の税が3.5%である。租税体系は、所得課税を基幹に消費課税と関税により補完されている（WB [1997]）^(注1)。

（3）投資優遇税制

マレーシアでもシンガポールと同様に、1986年投資促進法と所得税法により多様な投資優遇措置が実施されている（竹内 [1994]，APEC [1997]，トーマツ [1998]）。

- (a)パイオニアステータス：生産開始後5年間、課税所得の70%を免除。国家プロジェクト、ハイテク企業と試験研究契約会社は100%免除。奨励地域のパイオニア企業は85%免除。
- (b)投資控除：投資額の60%（70%を限度）を5年間、課税所得から控除。
- (c)所得税法による優遇措置の対象：OHQ、ベンチャー企業、投資持株会社、投資信託、海外投資、ファンド・マネジメント。

（注1）別の文献では、1994年度の中央政府の収入構成は、所得税が39.3%，輸出税が3.2%，輸入税が12.1%，消費税が8.0%，売上税が8.5%，その他税収が7.3%，税外収入が21.6%である（APEC [1997]）。

III AFTA と税制の調和

1 AFTA の目的

1992年1月にシンガポールで開催された第4回 ASEAN 首脳会議において、「ASEAN 経済協力強化のための基本協定」が調印された。この協定は、AFTA を15年以内に発足させることに合意しており、その実現のため「共通実効特恵関税協定 (Agreement on the Common Effective Preferential Tariff (CEPT))」が締結された (Jetro [1998])。

AFDA の究極目的は、世界市場での ASEAN の生産競争力の増大であり、そのための方法が、ASEAN の域内関税と非関税障壁の除去による域内貿易の自由化である。これにより ASEAN の製造業は世界市場でより効率的で競争的になり、同時に、消費者は ASEAN 域内のより効率的な生産者から財を入手できるイントラ ASEAN 貿易の創出が目指されている (ASEAN-S [1993i])。

2 CEPT の概要

CEPT は、2008年までに全製造財への関税の 0 %～5 %への引下げを目標としており、以下のような概要である (ASEAN-S [1993, 1995m])。

- (1) 加盟国は AFTA の共通実効関税を採用するが、非加盟国への関税レベルは個別に決定できる。
- (2) 対象となる全製造物は資本財と加工農産物を含み、農産物は除外される。また、準備の一時的にできていない加盟国は、CEPT 計画の一定の要注意品目を一時的に対象から除外できる。この CEPT 除外リストは、8 年目に再検討される。
- (3) 早期関税引下プログラム (Fast Track Program, FTP) と通常関税引下プログラム (Normal Track Program, NTP) から構成される。
 - (a) FTP : 15品目グループ (植物油、化学品、肥料、ゴム製品、パルプ・紙、木製・籐家具、宝石・宝石製品、セメント、調合薬、プラスティック、革製品、織物、セラミック・ガラス製品、銅電極、電子装置)
①20%超の関税は、10年以内 (2003年1月まで) に 0 %～5 %へ引き下げる。

②20%以下の関税は、7年以内（2000年1月まで）に0%～5%へ引き下げる。

(b) NTP

①20%超の関税は、2段階で引き下げる：第1段階は、5年から8年以内（2001年1月まで）に20%へ、第2段階は、2008年1月に終了する計画に従い7年以内に0%～5%へ引き下げる。

②20%以下の関税は、10年以内（2003年1月まで）に0%～5%に引き下げる。

現行関税率から20%への引下げは、8年目末にCEPT税率が20%を超えていないことを条件に、各加盟国により決定される。また、その後の関税率の共通化を促進するため、加盟国は、次のように関税率を3段階で引き下げるに合意した。

(i) 2003年：15% (ii) 2005年：10% (iii) 2007年：0%～5%

(4) CEPトでの優遇適格品目の条件は、次の3つである。①輸出入国の関税引下対象リストに含まれ、関税が20%以下。②AFTA協議会による関税引下プログラムの承認。③現地調達比率40%のASEAN品目。

(5) ASEAN経済閣僚会議は、CEPT協定の実施のためAFTA協議会を設置した。

3 実施経過

(1) 1992年12月の第3回AFTA協議会で、CEPT対象品目と除外品目が合意され、93年1月からの実施が承認された。シンガポール、マレーシアとタイは、協定に基づく域内関税引下げを実施したが、足並みがそろわなかった。93年10月の第4回AFTA協議会で、前年12月に合意した対象品目を拡大して（321品目増）、94年1月から実施することを再度決定した。

(2) 94年9月のASEAN経済閣僚会議は、CEPTの完了年限を5年前倒し2003年とすることに合意した。

(3) 95年4月の第27回AFTA協議会は、未加工農産物を関税引下対象とすることに合意した。

(4) 95年12月の第5回ASEAN首脳会議は、ベトナムのAFTA加盟を承認した。また、AFTAの域内関税自由化の2003年完了を部分的に前倒し実施す

る「ASEAN 産業協力計画 (Industrial Cooperation Scheme, AICO)」が合意され、96年11月に発効した。

AICO は、域内貿易の促進、水平的分業の拡大と外国投資の誘致強化を目的としている。この制度では、① ASEAN 域内での登録・操業、②現地資本比率30%以上、③域内の部品・資材調達率40%以上、の条件を満たす企業が、貿易当事国の認定を受けて、工業製品に 5 %以下の低率関税を適用される (ASEAN-S [1995s, 1996], Jetro [1998f])。

4 AFTA における税制の調和

(1) 関税引下げ

CEPT による関税引下げは、国際統一商品分類の分類コードの9桁レベルでの引下対象税率数と除外税率数を示す表11より、1993年当初には対象関税率数が41,147、除外を含む総数に対する比率が88.37%に達した。国別では、シンガポールは約98%であるが、インドネシアは78%、フィリピンは80%で、20%の大きな差があり、加盟国間の経済発展の格差を反映していた。早期引下げと通常引下げとの区分では、フィリピンは早期引下対象が18%と他の国に比べて低く、インドネシアは通常引下対象が48%と低い点に相違が見られる。フィリピンの早期引下対象比率の低さは、産業構成に示された経済発展の遅れを示している。そして、96年のCEPT 完了年度の5年前倒しにより、関税引下対象数(ベトナムを含む)が3,495増加して、44,642になった。これは、未加工農産物と一時除外品目からの引下対象への移行の結果であった。とくにマレーシアの20%増加が顕著であった (ASEAN-S [1993, 1996])。

表12は、1996年から2003年度完了までの全部門の関税引下げ予定を示している。ASEAN の平均税率は、96年の7.66%から2003年の2.89%への引下げが目指されている。ASEAN 平均税率は、2000年に 0 %～5 %の目標達成の予定となっている。国別では、シンガポールとブルネイの税率は96年に 5 %以下であるが、タイとインドネシアの税率は、14.14%と11.56%で、2003年に4.62%と4.25%で目標達成が予定されており、他の諸国に比べかなり厳しい状況にあると推測される。

ASEAN 域内貿易の主要 5 部門に関する国別の関税率引下げ予定では、機械・電気器具部門と鉱産物部門は、96年の各国の平均税率が10%以下で、2003

表11 CEPT 国別リスト

	対象関税率数					除外関税率数					
	1993年(予定)				1996年	1993年(予定)				1996年(予定)	
	早期引下げ	通常引下げ	小計	比率(予定)		一時除外	一般除外	未加工農産物	小計	一時除外	一般除外
ブルネイ	2420	3659	6079	92.89	6112	208	201	56	465		209
インドネシア	2816	4539	7355	78.39	7910	1654	50	324	2028	1317	47
マレーシア	3166	5611	8777	87.39	10494	627	98	541	1266	470	83
フィリピン	1033	3418	4451	79.61	4694	714	28	398	1140	562	28
シンガポール	2205	3517	5722	97.95	5708	0	120	0	120		123
タ　　イ	3509	5254	8763	94.00	8867	118	26	415	559	147	30
ベトナム					857					1189	146
計	15149	25998	41147		44642	3321	523	1734	5578	3685	666

(出所) ASEAN-S [1993, 1996], より作成。

表12 CEPT の関税引下げ予定(全部門) (単位: %)

	関税率数	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
ブルネイ	6112	2.02	2.02	1.64	1.64	1.38	1.38	1.38	1.38
インドネシア	7910	11.56	10.56	8.80	7.87	5.83	5.68	5.00	4.25
マレーシア	10494	6.11	5.38	4.66	3.92	3.23	3.03	2.86	2.58
フィリピン	4694	8.24	7.50	6.48	5.86	4.85	4.37	4.36	3.28
シンガポール	5708	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
タ　　イ	8867	14.14	12.73	10.18	9.31	7.03	6.99	5.80	4.62
ベトナム	857	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88	0.88
ASEAN	44642	7.66	6.95	5.76	5.19	4.02	3.89	3.47	2.89

(出所) ASEAN-S [1996], より作成。

年の目標達成は可能と推測される。しかし、次の部門と国は、96年の平均税率が高く、引下げ幅が大きいため2003年によくやく5%以下となり、目標達成が困難と予測される。

①基礎金属・金属部門：タイ [13.01%→4.62%]、フィリピン [10.63%→3.76%]、インドネシア [9.88%→4.30%]。②織物・衣服部門：タイ [18.99%→4.96%]、インドネシア [14.96%→4.92%]、フィリピン [14.82%→4.33%]。③化学品部門：タイ [9.54%→4.78%]。

(2) 日系企業の評価

AFTAの創設とその後の展開に関して、アジア諸国に進出している日系企業の評価が日本貿易振興会(Jetro)により、1992年と94年に調査されている(Jetro [1993t, 1995t])。この調査結果により、日系企業のAFTA評価と時

期的な変化を整理しておきたい。

[1992年調査結果] ① ASEANへの進出企業は、55%がAFTAに「期待できる」と評価している。フィリピン、シンガポールとタイ進出企業の期待は高いが、インドネシアとマレーシアでは半数が「期待できない」と捉えている。② AFTA創設によるメリットとして、「コストダウン」(50.5%)、「域内部品調達可能」(46.0%)と「水平分業と補完関係の強化」(44.9%)が高い評価であった。「量産効果」(23.7%)、「サポートイング・インダストリー」(20.4%)と「原産地証明(特恵関税認定)の適用」(19.6%)は、それほど評価が高くない。③進出国別では、シンガポールは、「水平分業と補完関係の強化」と「コストダウン」の比率が高く、「域内部品調達可能」が低く、「原産地証明の適用」が30%程度の中位の評価である。タイ、マレーシア、フィリピンとインドネシアは全体傾向とほぼ同一であるが、フィリピンでは「原産地証明の適用」と「量産効果」が、マレーシアでは「原産地証明の適用」が中位の評価である。

[1994年調査結果] ①日系企業でAFTAに「期待できる」の比率は37.9%、「期待できない」は10.5%、「どちらともいえない」が46.3%で、前回より厳しい評価である。②項目別では、「コストダウン」の評価が各国で高く、前回の調査に比べて、「水平分業と補完関係の強化」と「域内部品調達可能」の評価が全般的に下がり、「原産地証明の適用」の評価が高まっている。③国別では、前回調査に比べて、シンガポールは、各項目で評価が下がっているが、「原産地証明の適用」と「域内部品調達可能」が高くなっている。マレーシアは、「原産地証明の適用」が高くなっている。タイは、「水平分業と補完関係の強化」が下がっている。フィリピンは、「コストダウン」と「域内部品調達可能」が一層高くなり、「水平分業と補完関係の強化」が下がっている。インドネシアは、「原産地証明の適用」が高くなっている。

(3) 税制の調和

CEPTは、その後、当初計画の関税引下対象が拡大され、完了年限も2003年へ前倒しされた。AFTAの早期実現への積極的な協調行動は、90年代のASEAN域内の貿易・直接投資関係の緊密化が示すように地域経済統合を加速する主要な要因になっている。しかし、CEPTは実施過程にあり、今後の

展開を観察する必要がある。とくに、CEPTの関税引下げ予定は、国別では、タイとインドネシアが平均関税率を大きく引き下げねばならない。また、主要部門別では、基礎金属・金属、織物・衣服と化学品の3部門で引下げ幅が大きく、これら部門に関するタイとインドネシアとフィリピンの3国の引下げ幅が大きい。実際に、石油化学製品などの分野で保護主義的な税制の競合が、タイとインドネシアとの間で発生している。フィリピンでは、繊維、自動車部品、石油化学、鉄鋼などの分野で関税引下げの速度を緩和する要求が出ている。こうした展開を踏まえるならば、タイ、インドネシアとフィリピンは1996年までは予定を上回って実行しているが^(注1)、AFTAの着実な実現は、とくに3国の自助努力とそれを促進する地域経済統合強化へのイニシアティブ次第である。そして、AFTAでは、非加盟国への関税は個別に決定できるため、ASEANを中心とする南東アジア地域経済圏の形成では、域外関税の共通化が地域経済統合の要件となる。AFTAの共通関税化は、南東アジア地域経済圏における税制の調和による経済統合の第1段階と位置づけることができよう。

AFTAを日系企業の側から評価した結果は、1994年末時点でのAFTAへの期待に「どちらともいえない」が46.3%と半分程に達し、当初よりも厳しい評価を示している。これは、完了年限の5年前倒しが合意された時期に、日系企業がAFTA実現を不透明と捉えていたと理解できる。日系企業がAFTAへ当初期待したメリットは、「コストダウン」、「域内部品調達可能」と「水平分業と補完関係の強化」であった。これは、AFTAの目指す国際的生産競争力を備えたイントラ ASEAN貿易圏の創設目的と一致していた。しかし、94年末では、「域内部品調達可能」と「水平分業と補完関係の強化」の評価が下がり、「原産地証明の適用」が高くなっている。これは、AFTAの創設目的とズレを生じているが、AICOを先取りする結果となっており、企業レベルでは、自己の利益確保という視点からは自然な傾向と言える^(注2)。多国籍企業の地域事業戦略は、原産地証明の適用認定の取得による域内部品調達と水平的分業の展開と補完関係の強化を目指している。地域経済統合と企業の地域事業戦略との結合は、AICOにより促進されるのであり、そして、ASEAN域外の共通関税化はこの結合を加速するであろう。

(4) シンガポールとマレーシアにおける税制の調和

AFTA の実現を目指す CEPT による共通特恵関税化の進展を踏まえて、シンガポールとマレーシア両国における税制の調和の内容を整理しておきたい。

(a)直接投資に関するダーニングの投資発展軌道での位置づけによっても示されるように、高度な産業構造を持つシンガポールとそれを追いかけて経済発展しているマレーシアは、ASEAN の中でも経済関係を一層緊密化している。そして、シンガポール財政は、財政黒字を安定的に維持し、小さな政府を実現している。マレーシアは、経常黒字で開発資金を調達することで財政黒字を維持しているが、政府の規模は、ASEAN では相対的に大きいと言える。

(b)個人・法人所得税：①所得控除項目や非課税の範囲はほぼ同一で、税率構造は、シンガポールの最高限界税率が 2 %低いが、税率とブレケット数ともに近似している。②配当の二重課税調整のためのインピュテーション方式と賦課課税制度を両国ともに採用している。③外国企業誘致のための投資優遇税制では、パイオニアステータスなど類似の措置が導入されているが、免除期間と種類の多様性でシンガポールの優遇程度が大きい。しかし、④個人所得税の所得控除では、マレーシアには給与所得控除がなく、シンガポールでは給与所得の源泉徴収制度が採用されていないなどの相違がある。そして、⑤マレーシアは、不動産譲渡益税と石油資源を持つことによる石油所得税を賦課している。

(c)資産課税：シンガポールが財産税と遺産税を賦課しているのとは対照的に、マレーシアの中央政府税制では資産課税が行われていない。

(d)消費課税：①マレーシアでは、関税が税収においても重要な位置を占めている。②個別消費税では、シンガポールの消費税に相当するのがマレーシアの物品税で、課税品目はほぼ同一である。③一般消費税であるシンガポールの GST は、マレーシアでは消費税とサービス税に相当する。しかし、GST は、いわゆる付加価値税(VAT)であり、累積課税タイプの一般消費税であるマレーシアの消費税とサービス税とは異なっている。

以上のように両国の税制では、CEPT に基づくマレーシアの税率引下げに

による共通関税化と個人・法人所得税における近似化が認められる。この税制の調和は、両国経済関係の緊密化と不可分な関係にある。しかし、租税体系の視点からは、消費課税におけるシンガポールのGSTとマレーシアの消費税およびサービス税との相違が大きく、マレーシアには資産課税がない。とくに、両国経済関係の緊密化を促進するため必要な共通市場の形成には、マレーシアの消費税とサービス税のVAT移行により消費課税での税制の調和が図られる必要があろう。

(注1) マレーシアとシンガポールとタイ政府は1993年から、インドネシアとフィリピン政府は94年から関税引下げに着手しており、比較的関税率の高いインドネシアとフィリピンの積極的な引下げは、CEPTの実現可能性を高めたと言える (Jetro [1995])。

(注2) AICOの適用認可は遅れていたが、1998年2月にスウェーデンのボルボが認可を受け、日本の松下電器産業が認可取得の見通しである (日経 [1998])。また、トヨタ自動車が5月にAICO適用を認可された (朝日 [1998])。

まとめ

本論は、ASEANの地域経済統合への新たな制度的イニシアティブであるAFTAに着目し、域内の共通特恵関税化を目指すCEPTを中心に検討した。この共通特恵関税化は、実施過程にあるが、1996年末までの経過は順調と評価でき、完了年度が2003年より多少遅れても実現可能と推測される。CEPTによる税制の調和は、本論で検証したASEANを中心とする南東アジア地域経済圏における貿易・直接投資関係の緊密化により、また、日系企業のAFTA評価からも地域経済統合の手段として有効であると評価できよう。そして、こうした税制の調和と日系企業の地域事業戦略との結合が、自生的地域経済圏から自立的南東アジア地域経済圏への経済統合の要件を満足させるものとなる。したがって、AFTAは、ASEANさらに南東アジア地域経済圏の経済統合への第1段階であり、域外関税共通化が次のステップとなる。

シンガポールとマレーシアにおける税制の調和は、両国経済関係の緊密化との不可分な相互関係において、共通関税化と所得課税の近似化により進展している。これは、南東アジア地域における税制の調和のモデルとなりうるが、租税体系の視点からは、EU(EC)共通税制のVATを先例とする共通市

場形成には、マレーシアの消費税とサービス税をシンガポールのGSTと同一のVATへ転換する税制改革が、必要な課題になると指摘しておきたい。

[引用文献]

- (1) ASEAN Secretariat (ASEAN-S) [1993] : *AFTA Reader Volume I*, ASEAN Secretariat, Jakarta.
- (2) — [1995m] : *AFTA Reader Volume II*.
- (3) — [1995s] : *AFTA Reader Volume III*.
- (4) — [1996] : *AFTA Reader Volume IV*.
- (5) — [1998] : *ASEAN and India to Boost Trade and Investment*, 29 April 1998, (www.aseansec.org) .
- (6) Asian Development Bank (ADB) [1997] : *Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries*, Asian Development Bank, Manila.
- (7) Dunning, H. John and Rajneesh Narula eds. [1996] : *Foreign Direct Investment and Governments: Catalysts for Economic Restructuring*, Routledge, London.
- (8) Dunning, H. John and Rajneesh Narula [1996] : “The Investment Development Path Revisited: Some Emerging Issues”, in Dunning, H. John and Rajneesh Narula eds. [1996].
- (9) Government of India, Ministry of Finance(GOI) [1997] : *Economic Survey 1996 -97*.
- (10) Government of Singapore, Ministry of Finance (GOS-F) [1996] : *The Budget for the Financial Year 1996/97*.
- (11) —, Department of Statistics(GOS-S) [1996] : *Singapore, 1965-1995 Statistical Highlights: A Review of 30 Years' Development*.
- (12) Kopits, George ed. [1992] : *Tax Harmonization in the European Community: Policy Issues and Analysis*, International Monetary Fund.
- (13) Kumar, Nagesh [1996] : “India: Industrialization, Liberalization and Inward and Outward Foreign Direct Investment”, in Dunning, H. John and Rajneesh Narula eds. [1996].
- (14) Strange, Susan [1996] : *The Retreat of the State: The Diffusion of Power in the World Economy*, Cambridge University Press, Cambridge.
- (15) World Bank [1997] : *World Development Report 1997*, World Bank. (海外経済協力基金開発問題研究会(訳)『世界開発報告1997—開発における国家の役割—』東洋経済新報社)。
- (16) Yoong, Pok Soy and Damian CF Hong [1989] : *Singapore Taxation, Second*

Edition, Butterworths, Singapore.

- (17) 朝日新聞（朝日）[1998]：「AICO 適用 2 国から承認」(5月21日)。
- (18) アジア経済研究所（IDE）[各年版]：『アジア動向年報』アジア経済研究所。
- (19) APEC 税制研究会・朝日監査法人, 本間正明・山田雅俊監修(APEC) [1997] :『APEC の経済と税制』納税協会連合会。
- (20) 大野健一 [1996] :『市場移行戦略』有斐閣。
- (21) 貝塚啓明・石弘光・野口悠紀雄・宮島洋・本間正明 [1990] :『グローバル化と財政』有斐閣。
- (22) 監査法人トーマツ（トーマツ）[1998] :『アジア諸国の税法（第2版）—主要11カ国・地域の税法のすべて』中央経済社。
- (23) クノッセン（Cnossen,Sijbren）[1990] :『ECにおける税制の調和』（貝塚啓明・石弘光・野口悠紀雄・宮島洋・本間正明 [1990] 所収）。
- (24) 坂篤郎 [1991] :『新版・シンガポールの投資関連税制便覧』アジア経済研究所。
- (25) 志賀櫻 [1993] :『新版・インドネシアの投資関連税制便覧』アジア経済研究所。
- (26) ジェトロ・クアラルンプール・センター（Jetro）[1997k] :『数字で見るマレーシア経済（Malaysia Economy in Figures）』。
- (27) 鈴木峻 [1997] :『東南アジアの経済—ASEAN 4 カ国を中心見た—』御茶ノ水書房。
- (28) 竹内洋 [1994] :『最新版・マレーシアの投資関連税制便覧』アジア経済研究所。
- (29) 日本経済新聞（日経）[1998] :「ボルボ・松下に特恵関税」(2月7日)。
- (30) 日本貿易振興会（Jetro）[各年度版:t] :『ジェトロ白書・貿易編・世界と日本の貿易』日本貿易振興会。
- (31) — [各年度版:i] :『ジェトロ白書・投資編・世界と日本の直接投資』日本貿易振興会。
- (32) — [1998] :『ASEAN in figures 数字で見るアセアン』日本貿易振興会。
- (33) 萩原宣之 [1996] :『ラーマンとマハティーループミプラの挑戦』岩波書店。
- (34) 山本盤男 [1997a] :『インドの構造改革と税制改革』中央経済社。
- (35) 山本盤男 [1997b] :「インドの外国投資政策と日系企業の直接投資」（九州産業大学『エコノミクス』第2巻第1号）。